

資料 5-3

平成29年度 林野庁関係予算(総括表)

平成28年12月

区 分	平成28年度 当初予算額	平成29年度 概算決定額(A)	(28年度2次補正追加額)	
			補正額(B)	A+B
	億円	億円	億円	億円
公共事業費	1,900	1,900	663	2,563
	—	(100.0%)	—	
一般公共事業費	1,800	1,800	410	2,210
	—	(100.0%)	—	
治山事業費	597	597	100	697
	—	(100.0%)	—	
森林整備事業費	1,203	1,203	310	1,513
	—	(100.0%)	—	
災害復旧等事業費	100	100	253	353
	—	(100.0%)	—	
非公共事業費	1,033	1,055	360	1,415
	—	(102.1%)	—	
合 計	2,933	2,956	1,022	3,978
	—	(100.8%)	—	

(注)1 上記のほか、農山漁村地域整備交付金及び農山漁村振興交付金に、林野関係事業を措置している。

2 ()内の数字は対前年度比。

3 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。

4 このほか、28年度3次補正予算において、災害復旧等事業に95億円を措置している。

平成29年度林野関係予算の重点事項

総額 2,956億円
(2,933億円)

(※) 各事項の下段 () 内は、平成28年度当初予算額

林業の成長産業化・森林吸収源対策の推進

- | | | |
|--|---|---|
| <p>① 次世代林業基盤づくり交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> 需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給を実現するため、CLT（直交集成板）等を活用した木造公共建築物の整備等により需要拡大を図るとともに、木材加工流通施設、苗木生産施設等の整備、間伐・路網整備を行い、地域の実情に応じた川上から川下までの取組を総合的に支援 | <p>70億円
(61億円)</p> | |
| <p>② 林業成長産業化地域創出モデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 川上から川下までの事業者がバリューチェーンでつながり収益性の高い経営を実現する「林業成長産業化地域」をモデル的に選定し、地域が提案する明確なビジョンの下での取組を重点的に支援 | <p>(次世代林業基盤づくり
交付金で実施)
10億円
(-)</p> | |
| <p>③ 合板・製材生産性強化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模・高効率の加工施設の整備、当該施設への原料の安定供給のための間伐・路網整備等を支援 | | <p>【補正予算】
330億円</p> |
| <p>④ 施業集約化の加速化</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林所有者・境界の明確化や関係者の合意形成に向けて森林整備地域活動支援交付金を交付するほか、市町村が森林の所有者情報を一元的に取りまとめた林地台帳の整備にも資する森林GIS等のシステム整備を支援 | <p>9億円
(6億円)</p> | |
| <p>⑤ 森林・林業人材育成対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 林業への就業前の青年に対する給付金の給付や、「緑の雇用」事業による人材の育成を支援 | <p>60億円
(59億円)</p> | |
| <p>⑥ 新たな木材需要創出総合プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> 中高層建築等に活用できるCLTの利用促進、セルローズナノファイバーなど新たな製品・技術の開発・普及の加速化、地域材の利用拡大等を支援 | <p>12億円
(14億円)</p> | <p>【補正予算】
地域材利用拡大
緊急対策事業
5億円</p> |
| <p>⑦ CLT利用促進総合対策</p> <ul style="list-style-type: none"> CLT等を活用した先駆的な建築物の建築、大規模・高効率の加工施設におけるCLT製造ラインの整備を支援 | | <p>【補正予算】
10億円
このほか合板・製材生産性強化対策で実施
330億円の内数</p> |

⑧	木質バイオマスの利用拡大	(新たな木材需要創出総合プロジェクトで実施)	4億円 (5億円)	
	・ 木質バイオマスの利用促進を図るため、エネルギー利用拡大に向けた全国的な調査、新たなマテリアル利用の促進に向けた技術開発等を支援			
⑨	違法伐採対策の推進	(新たな木材需要創出総合プロジェクトで実施)	1億円 (0.4億円)	【補正予算】 2億円
	・ クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）の施行のための取組を実施			
⑩	花粉発生源対策		5億円 (4億円)	
	・ 花粉の少ない品種等を対象とした採種園等の造成・改良、コンテナ苗の生産技術研修、花粉症対策苗木への植替え、花粉飛散防止剤の実証試験等を支援			
⑪	森林・山村の多面的機能の発揮対策		17億円 (25億円)	
	・ 森林・山村の多面的機能の発揮を図るため、地域における活動組織が実施する森林の保全管理や森林資源の利用等の取組を市町村等の協力を得て支援			
⑫	シカによる森林被害緊急対策事業		2億円 (2億円)	【補正予算】 1億円
	・ シカによる森林被害が深刻な地域において、地方公共団体等と連携し、広域かつ緊急的に捕獲、防除等を実施			
⑬	「農泊」の推進	(農山漁村振興交付金で実施)	101億円の 内数 (80億円の内数)	
	・ 増大するインバウンド需要を呼び込み、農山漁村の所得向上を図るため、「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築、地域に眠っている資源の魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げ等の取組や古民家等を活用した滞在施設、農林漁業体験施設等の整備を一体的に支援			
	・ このほか、国有林において、修景伐採、木道整備等を実施		1億円 (-)	
⑭	森林整備事業＜公共＞		1,203億円 (1,203億円)	【補正予算】 310億円
	・ 国産材の安定供給体制を構築するとともに地球温暖化を防止するため、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進			
⑮	治山事業＜公共＞		597億円 (597億円)	【補正予算】 100億円
	・ 地震・集中豪雨等に対する山地防災力の強化のため、荒廃山地の復旧・予防対策、津波に強い海岸防災林の保全等を推進			

林業の成長産業化・森林吸収源対策の推進

お問合せ先：林野庁林政課 三上、佐藤
内線(6015) 直通03-6744-1777

地球温暖化防止に向けた森林整備と多面的機能発揮のための対策

- ▶ 間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進
【森林整備事業1,203億円】
(28補正:310億円)
- ▶ 荒廃山地の復旧・予防対策、津波に強い海岸防災林の保全等を推進
【治山事業597億円】
(28補正:100億)
- ▶ 地域の活動組織による森林の保安全管理等の取組を市町村等の協力を得て支援
【森林・山村多面的機能発揮対策17億円】
- ▶ 国有林を観光資源として活用するため、修景伐採、木道整備等を実施
【森林景観を活かした観光資源の創出事業1億円】
- ▶ シカの広域かつ緊急的な捕獲、防除等を実施
【シカによる森林被害緊急対策事業2億円】
(28補正:1億円)

03 4

林業を支える担い手の確保・育成

- ▶ 「緑の雇用」事業等による人材の育成を支援
【森林・林業人材育成対策60億円】



新たな木材需要の創出

- ▶ 「日本再興戦略2016」を踏まえ、
- ▶ 中高層建築等に活用できるCLTの利用促進
- ▶ 木質バイオマスの利用拡大
- ▶ クリーンウッド法の施行も踏まえた違法伐採対策の推進
【新たな木材需要創出総合プロジェクト12億円】
(28補正【CLT利用促進総合対策】:10億円)



CLTを活用した先駆的建築の支援



木質バイオマスの技術開発等の支援



違法伐採関連情報提供の提供



施業集約化の加速化

- ▶ 森林所有者・境界の明確化等の取組を支援
- ▶ 改正森林法により創設される林地台帳の整備にも資する森林GIS等のシステム整備を支援 【施業集約化の加速化9億円】

川上から川下までの取組の総合的支援

【日本再興戦略2016】を踏まえ、

- ▶ CLT等を活用した木造公共建築物等の整備等に加え、木材加工流通施設等を整備するほか、間伐・路網整備を行い、川上から川下までの取組を総合的に推進
- ▶ 収益性の高い経営を実現する「林業成長産業化地域」をモデル的に選定し、地域が提案する明確なビジョンの下での取組を重点的に推進

【次世代林業基盤づくり交付金70億円】
うち林業成長産業化地域創出モデル事業10億円
(28補正【合板・製材生産性強化対策】:330億円)



路網整備

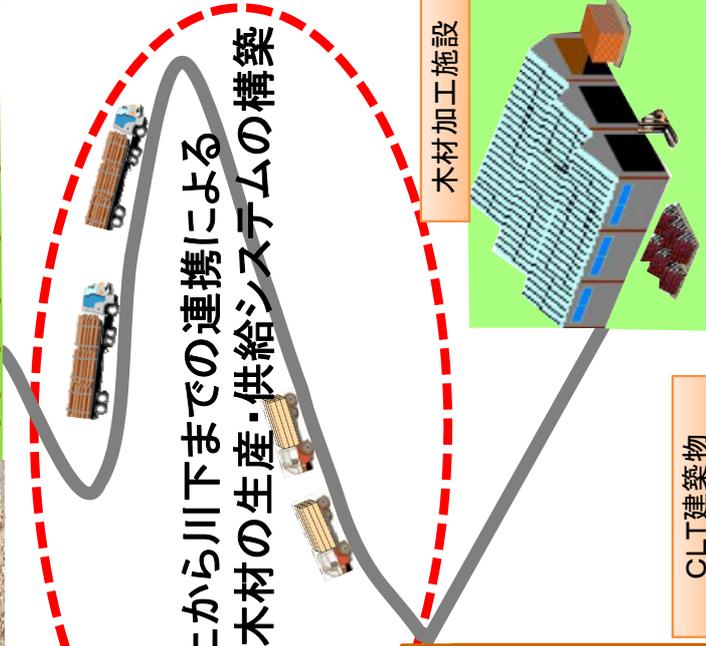


木材加工施設



木造公共建築物

川上から川下までの連携による効率的な木材の生産・供給システムの構築



木材加工施設

CLT建築物



先駆的建築の支援

参 考 資 料 目 次

○ <u>次世代林業基盤づくり交付金</u>	1
○ <u>施業集約化の加速化</u>	4
○ <u>森林・林業人材育成対策</u>	7
○ <u>新たな木材需要創出総合プロジェクト</u>	10
○ <u>花粉発生源対策の推進</u>	13
○ <u>森林・山村多面的機能発揮対策</u>	16
○ <u>鳥獣被害防止対策の推進</u>	19
○ <u>持続的な森林・林業経営対策</u>	21
○ <u>森林病虫害等被害対策事業</u>	23
○ <u>森林景観を活かした観光資源の創出事業</u>	24
○ <u>森林整備事業（公共）</u>	27
○ <u>治山事業（公共）</u>	29

次世代林業基盤づくり交付金

【7,010(6,141)百万円】

対策のポイント

需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給、木材利用の拡大を実現するため、CLT等を活用した木造公共建築物の整備等により需要拡大を図るとともに、木材加工流通施設、苗木生産施設等の整備、間伐材生産・路網整備などを総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎える中、豊富な森林資源を循環利用しつつ、森林・林業の持続的な発展と公益的機能の発揮を図ることが重要です。
- ・このため、地域の創意工夫を生かし、木材の安定供給を図るための条件整備や木材利用の拡大・促進、木材産業の体制の整備など川上から川下までの総合的な取組を行い、林業の成長産業化を実現していくことが重要です。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加
(2,400万^m (平成26年度) → 4,000万^m (平成37年度))

<主な内容>

需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給、木材利用の拡大を実現するため、CLT等を活用した木造公共建築物の整備等により需要拡大を図るとともに、木材加工流通施設、苗木生産施設等の整備、間伐材生産・路網整備などについて、林業の成長産業化の実現に向けて取り組む都道府県等に対して支援します。また、林業の成長産業化の実現に向けて取り組む先進的な地域を選定し、重点的に育成します。

1. 次世代木材生産・供給システム構築事業 1,880(2,000)百万円

用途別の需要に的確に対応できる木材のサプライチェーンを構築する構想に基づき、川上と川中の事業者が連携し、中間仕分け等の工夫を通じて行う安定供給の確保や間伐材の供給力の強化のため、路網整備、伐倒・搬出を推進します。

なお、構想を実現するため、事業者が森林・林業再生基盤づくり交付金において行う木材加工流通施設などの施設整備に関して、交付金配分の算定をする際に優遇します。

2. 森林・林業再生基盤づくり交付金 4,121(4,141)百万円

木材利用の拡大、木材の安定的・効率的な供給、林業の持続的かつ健全な発展、森林の公益的機能の発揮等を図るために必要な機械施設の整備等について、地域の自主性・裁量を尊重しつつ、都道府県等に対して一体的に支援します。

- ・ CLT等を活用した木造公共建築物やバイオマスの供給・利用を促進する施設の整備
- ・ 地域材を利用した木材加工流通施設の整備
- ・ 高性能林業機械の導入、特用林産物の生産基盤の整備
- ・ コンテナ苗の生産施設等の整備

3. 林業成長産業化地域創出モデル事業 1,009(一)百万円

地域の森林資源の利活用により、多くの雇用や経済価値を生み出す地域を「林業成長産業化地域」として指定し、**地域が提案する明確なビジョンの下でソフト面での対策を支援**するとともに、木材加工流通施設などの**施設整備を優先的に採択**するなど、重点的な支援を行います。

また、国有林においても民有林と連携した供給先確保等の取組と併せて、**ICTを活用した森林資源情報の整備技術の実証・普及**を行います。

（ 交付率：地方公共団体へは定額
（事業実施主体へは事業費の1/2、1/3以内等）
事業実施主体：国、地方公共団体、民間団体等 ）

（ お問い合わせ先：
1の事業
（事業構想に関すること） 林野庁計画課（03-6744-2300）
（路網整備等に関すること） 林野庁整備課（03-6744-2303）
2の事業 林野庁経営課（03-3502-8055）
3の事業 林野庁計画課（03-6744-2300） ）

次世代林業基盤づくり交付金

【平成29年度概算決定額 7,010(6,141)百万円】

需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給、木材利用の拡大を実現するため、CLT等を活用した木造公共建築物の整備等により需要拡大を図るとともに、木材加工流通施設、苗木生産施設等の整備、間伐材生産・路網整備など地域の実情に応じた川上から川下までの取組を総合的に支援します。

次世代木材生産・供給システム構築事業

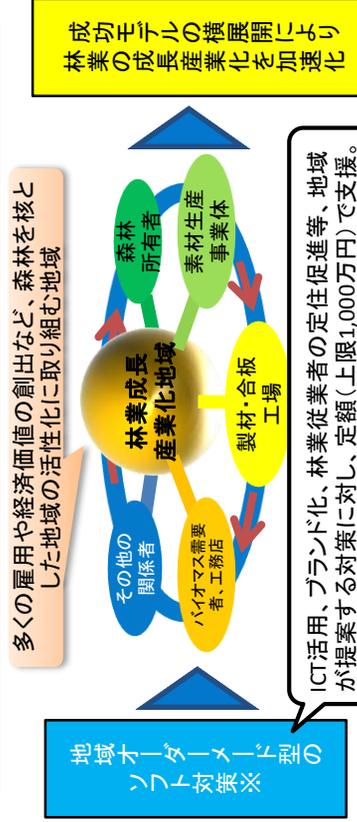
◆用途別の需要に的確に対応できる木材のサプライチェーンを構築するため、間伐・路網整備を推進。



※安定供給に向けた構想を実現するため、事業者が森林・林業再生基盤づくり交付金において行う木材加工流通施設などの施設整備に關して、交付金配分の算定をする際に優遇

林業成長産業化地域創出モデル事業

◆地域の関係者が連携して「林業成長産業化」を実現するため、地域オーダーメイド型のソフト対策を支援。



※ソフト対策と一体的に行う施設整備を優先的に採択
※国有林の取組と連携して、国有林においても、ICTを活用した森林資源情報整備技術の実証・普及

森林・林業再生基盤づくり交付金

◆地域の自主性・裁量を尊重しつつ、都道府県に対して幅広い対策を支援。



○林業の効率的かつ安定的な経営基盤の確立

- 高性能林業機械等の導入
- 特用林産物の生産基盤の整備
- 林業担い手等の育成・確保、林業労働安全衛生の推進

○木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築

- 木材製品の安定供給構想等の実現に必要な木材加工流通施設の整備

○森林保全の推進等

- 森林病害虫や野生鳥獣による被害防止、森林資源の保護
- 山地災害に対する地域の防災体制の強化
- 森林環境教育、体験学習の場の整備
- コンテナ苗木生産施設等の整備

○木材利用の拡大

- CLT等を活用した木造公共建築物等の整備
- 木質バイオマスの供給・利用を促進する施設の整備



●ハード事業、■ソフト事業 ※ハード事業は、市町村広域連携支援でも取組可能

施業集約化の加速化

【891（620）百万円】

対策のポイント

改正森林法を踏まえ、施業集約化に向けた森林所有者・境界の明確化と、森林情報の整備・提供を緊急に進めるとともに、ICTを活用して効率的に施業集約化を進めるための仕組みづくりを推進します。

<背景／課題>

- ・国産材の安定供給体制を構築していくためには、意欲ある担い手に施業を集約化し、効率的な森林施業を進めることが必要ですが、森林所有者の多くが高齢化し、不在村化する場合や、在村者所有森林でも境界情報の確保が今後困難となる恐れもある中、施業集約化を図るためには、早急に森林所有者・境界の明確化を進めることが必要です。
- ・また、今般の森林法改正により、森林組合や林業事業体等の担い手が施業集約化を行いやすくするため、市町村が所有者や境界の情報を一元的にとりまとめた林地台帳を作成する仕組みが創設されたところであり、その作成・公表が義務付けられる平成31年4月までに、市町村において確実に林地台帳が整備されるよう支援が必要です。
- ・さらに、施業の集約化を効率的に行うために、林地台帳の所有者情報と併せ、精度の高い森林資源情報の整備や、森林GIS、最新のICTの活用を促進することが必要です。

政策目標

- ① 民有林において一体的なまとまりを持った森林を対象に作成される森林経営計画の作成率（28%（平成26年度）→60%（平成32年度））
- ② 森林施業の集約化等に必要となる森林所有者情報・地図情報を管理するシステムを全ての市町村において整備（平成30年度末）

<主な内容>

1. 森林整備地域活動支援交付金等 552（296）百万円

- ① 森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要となる森林情報の収集や合意形成活動、既存路網の改良に対して支援します。また、在村・不在村森林所有者の特定、森林境界の測量に対して支援します。
- ② 国有林において、隣接する民有林との境界明確化を図り、民有林の施業集約化を積極的に支援します。

①森林整備地域活動支援交付金	473（216）百万円
②民国連携境界明確化対策	79（80）百万円
補助率：定額（1／2相当）	
事業実施主体：国、民間団体等	

2. 森林計画推進事業 300（281）百万円

(1) 市町村森林所有者情報活用推進事業

平成31年4月の林地台帳の全面施行に向け、市町村が林地台帳を効率的に管理・活用するための森林GIS等のシステムの整備、都道府県が作成する森林簿と林地台帳の共有管理システムの導入等に対して支援します。

市町村森林所有者情報活用推進事業	153（-）百万円
補助率：1／2	
事業実施主体：都道府県、市町村	

(2) 地域森林計画編成事業

森林GISを活用した効率的かつ効果的な地域森林計画の編成や、施業集約化の担い手等に精度の高い森林資源情報の提供を行うため、都道府県が行う森林GISにおける空間情報（空中写真・衛星画像）の整備や、森林簿や森林計画図等の森林資源情報の精度向上の取組に対して支援します。

地域森林計画編成事業 145 (163) 百万円
補助率：1/2
事業実施主体：都道府県

(3) 森林経営計画認定委託事業

森林経営計画の農林水産大臣認定に当たっての審査に必要な現地調査について、地域の森林・林業を適確に把握している都道府県に委託して実施します。

森林経営計画認定事業委託費 1 (4) 百万円
委託費
委託先：都道府県

3. 森林情報高度利活用技術開発事業

39 (43) 百万円

施業集約化に向け、航空レーザで取得した森林資源情報等の大量の情報を効率的かつ安全に利活用するため、ICTによる情報共有の実証及びシステムの標準化を支援します。また、リモートセンシング技術を施業の集約化等に関する現地調査に効果的に活用するためのガイドラインを新たに作成します。

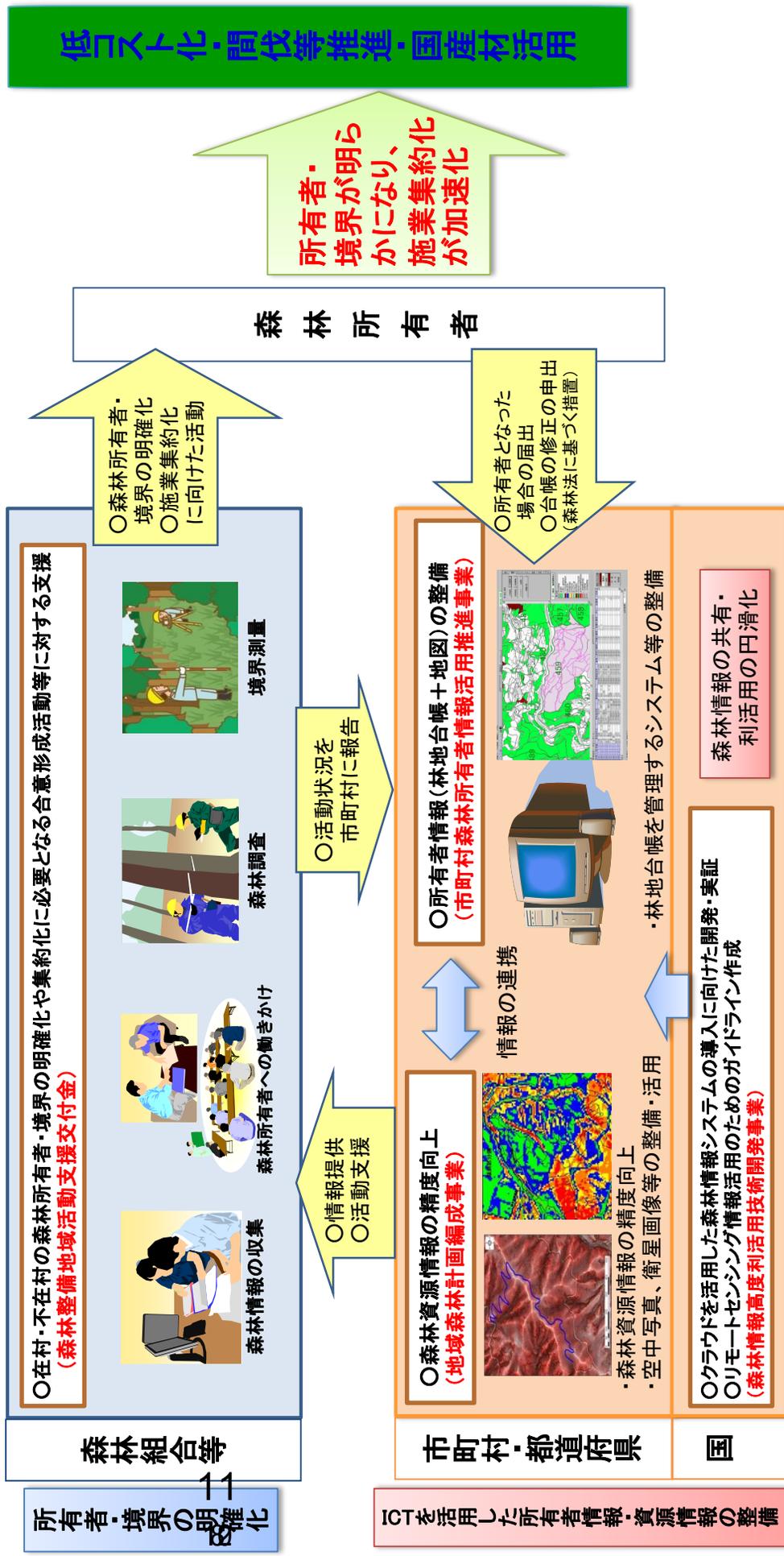
委託費、補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：
1の①の事業 林野庁森林利用課 (03-3501-3845)
1の②の事業 林野庁業務課 (03-6744-2328)
2、3の事業 林野庁計画課 (03-6744-2300)

施業集約化の加速化

【平成29年度予算概算決定額 891(620)百万円】

- 国産材を安定的に供給するためには、早急に森林所有者・境界の明確化を進め、意欲ある担い手に施業を集約化して効率的に森林施業を進めることが必要。
- 一般の森林法改正により、施業集約化の促進に向けて、市町村が所有者情報等を一元的にとりまとめて担い手に提供する林地台帳制度が創設されたところ、平成31年4月までに全ての市町村において確実に林地台帳を整備する必要。
- このため、「ICTを活用した所有者情報・資源情報の整備」、「所有者・境界の明確化」を車の両輪として施業集約化を加速化する。



森林・林業人材育成対策

【5,978(5,850)百万円】

対策のポイント

「緑の雇用」事業を通じた新規就業者の確保・育成等を行うとともに、森林・林業に関する高度な知識・技術を有する人材を育成します。

<背景/課題>

- ・林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、施業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施とともに、これらを担う人材の確保・育成が必要です。
- ・したがって、新規就業者の確保に向けた取組や研修の効率的・効果的な実施、事業体の雇用環境の改善により、間伐等の森林施業を安全かつ効率的に行える現場技能者を確保・育成するとともに、地域における森林づくりのマスタープランの作成・実行を指導できる技術者や施業集約化・森林経営計画作成を着実に実践できる能力を有する技術者の育成が重要です。

政策目標

- 新規就業者を1,200人確保(平成29年度)
- 現場管理責任者等を累計5,000人育成(平成22~32年度)
- 森林総合監理士を2,000~3,000人育成(平成32年度)
- 森林施業プランナーを2,100人認定(平成32年度)
- 民有林における森林経営計画の作成率を60%に向上(平成32年度)
- 林業労働災害死傷者数を15%以上減少(平成31年度(対平成26年度比))

<主な内容>

1. 「緑の新規就業」総合支援対策 5,907(5,727)百万円
(1) 「緑の雇用」現場技能者育成推進事業 5,586(5,404)百万円

① 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ対策

(i) 就業ガイダンス、トライアル雇用による新規就業者の確保、(ii) 3年間のOJT等による新規就業者の育成、(iii) 現場管理責任者等へのキャリアアップ、(iv) 雇用環境の改善に必要な経費を、林業事業体単位で支援します。

※1 (i) のトライアル雇用は3ヶ月、(ii) のOJTは8ヶ月を上限として研修生1人当たり9万円/月等を助成

※2 より多くの研修生(従業員)が支援の対象となるよう、指導・業務管理への支援を効率化

② 林業労働安全推進対策

林業事業体の自主的な安全活動を促進するため、労働安全の専門家による林業事業体への指導等を支援します。

(補助率：定額)
(事業実施主体：民間団体)

- (2) 緑の青年就業準備給付金事業 280(280)百万円

林業への就業に向け、林業大学校等において必要な知識等の習得を行い、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。

※就業希望者1人当たり最大150万円/年を最長2年間給付

(補助率：定額)
(事業実施主体：都道府県等)

(3) 多様な担い手育成事業

41(42) 百万円

林業後継者を育成・確保するため、高校生等に対する就業体験、女性林業従事者のネットワーク化、女性林業従事者の抱える問題の実態把握・解決、林業グループ活動支援等を実施します。

〔委託費、補助率：定額〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体〕

2. 森林づくり主導人材育成対策

71(123) 百万円

(1) 森林総合監理士等技術者活動支援事業

21(一) 百万円

森林総合監理士等が行う森林法等の一部改正等を踏まえた先進的な地域活動を支援するとともに、その成果を見える化し、全国に普及させるためのネットワーク構築、大学・林業大学校等と連携した技術者の継続教育を実施します。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

(2) 森林施業プランナー育成対策事業

50(59) 百万円

地域ごとの特性を踏まえたより実践力のある森林施業プランナーを育成するための各種研修等の実施や、全国的に一定の質を確保するための研修カリキュラム、認定基準の策定等の取組を支援します。

〔補助率：定額、1/2〕
〔事業実施主体：民間団体〕

お問い合わせ先：

1(1)、(2)、2(2)の事業
林野庁経営課

(03-3502-8048)

1(3)、2(1)の事業

林野庁研究指導課

(03-3502-5721)

森林・林業人材育成対策

【平成29年度予算概算決定額 5,978(5,850)百万円】

- 「緑の雇用」事業を推進し、新規就業者を確保するとともに、現場技能者として段階的・体系的に育成。
- また、施業集約化と森林経営計画作成の中核を担う「森林施業プランナー」、地域全体の森林づくりや林業活性化の構想作成、合意形成及び構想実現を支援する「森林総合監理士(フォレスター)」等の技術的水準の維持・向上。

○「緑の雇用」事業による現場技能者の育成【5,907(5,727)百万円】

■「現場技能者の育成（「緑の新規就業」総合支援対策）間伐等の森林施業を安全かつ効率的に行える人材を確保・育成



○林業技術者の育成【71(123)百万円】

■森林施業プランナーの育成

(森林施業プランナー育成対策事業)
地域ごとの特性を踏まえ、より実践力のある森林施業プランナーを育成するための各種研修等の実施、全国的に一定の質を確保するための研修カリキュラム、認定基準の策定等を支援

＜森林施業プランナー＞

施業集約化に向けて森林所有者との合意形成を図り、森林経営計画を作成



森林経営計画の作成

■森林総合監理士等の技術的水準の維持・向上

森林総合監理士等による、森林法等の一部改正等を踏まえた先進的な地域活動の支援、その成果の見える化、全国に普及させるためのネットワーク構築、大学・林業大学校等と連携した技術者の継続教育を実施

相談 ↑ ↓ 指導 助言



効果的な鳥獣害対策技術、コンテナ苗の活用による低コスト化など地域の新たな課題に対応した研修の実施

実践的な研修を実施

ICTを利用した困り畏

新たな木材需要創出総合プロジェクト

【1, 218 (1, 417) 百万円】

対策のポイント

木材利用が低位な都市部の建築物等における木質化を推進するためのCLT等の製品・技術の開発・普及や、建築物・木製品・木質バイオマスなど様々な分野での地域材利用の拡大により、新たな木材需要を創出するとともに、これらの需要に応える地域材の安定的・効率的な供給体制を構築します。

<背景/課題>

- ・本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、林業・木材産業の成長産業化を図るためには、新たな木材需要の創出と、地域材の安定供給体制の構築を車の両輪として進めることが重要です。
- ・このため、特に木材利用が低位で潜在的需要が大きく見込まれる都市部の中高層建築・低層非住宅建築等をターゲットとした「都市の木質化」に向け、CLT（直交集成版）等の新たな製品・技術の開発や一般的な建築材料としての普及を進めることが必要です。
- ・平成28年度補正予算では、特に中高層建築物等への活用が期待できるCLTの普及を加速させる取組を推進しています（10億円を措置）。
- ・また、様々な分野における木材需要の拡大に向けた技術開発、調査や普及啓発等の取組を効果的に進めることが必要です。
- ・さらに、これらの木材需要に適確に対応するため、川上から川下までの関係者間による需給情報の共有化の徹底、将来的な輸出拡大に向けた森林認証制度の普及促進、民有林と国有林の連携による地域材の安定供給体制の構築を図ることが必要です。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加
(2,400万^m（平成26年度）→4,000万^m（平成37年度））

<主な内容>

1. 都市の木質化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及
353 (365) 百万円
(1) CLT等中高層建築物等の木質化に係る技術の開発・普及
コストや構造性能・居住性能に優れた、CLTの多様な活用事例を全国各地に創出する観点から、CLTを活用した普及性や先駆性が高い建築物の建築等を支援します。また、それらの成果を踏まえたCLTの活用方法の普及、CLT強度データ等の収集、中高層建築物等の木造化に向けた木質耐火部材等の開発を行います。さらに、製材用材の需要拡大に向けた新たな製品・技術の開発・普及、一般流通材による店舗等低層非住宅建築物の木造化に向けた取組を支援します。

<各省との連携>

- 国土交通省 ・ CLTの基準強度告示の充実に向けた検討等を実施

- (2) 木材を利用した建築物の建設に携わる設計者の育成等の促進

中高層建築物等への木材利用を促進するため、木材を利用した建築物に携わる設計者等を育成する取組を支援します。また、木材の健康効果・環境貢献等の評価・普及の取組を行います。

2. 地域材利用促進

723(850)百万円

(1) 公共建築物等の木造化等の促進

公共建築物等の木造化・内装木質化に向けた設計段階からの技術支援等を行います。また、木造と他構造の設計を行い、両者のコスト比較などで得られたデータを地方公共団体等に幅広く情報提供することにより、木造化への誘導を促進します。

(2) 新規分野における木材利用の促進

土木分野等における全国的な実証・普及等を通じた木材利用推進の取組を支援します。

(3) 工務店等と林業・木材加工業の連携による住宅づくり等への支援

地域材の利用拡大に向けて、工務店等と林業・木材加工業が連携し、地域材のサプライチェーンの構築や木材が見えるような意匠性の高い利用など地域材利用が付加価値向上につながる住宅づくり等のモデル的な取組を支援します。

(4) 木づかい・森林づくり活動の全国的な展開

木づかいや森林づくりに対する国民の理解を醸成するための幅広い普及啓発、木育等の取組を支援します。

(5) 木質バイオマスの利用拡大

地域密着型の小規模発電や熱利用など木質バイオマス（竹を含む。）のエネルギー利用及びセルロースナノファイバー等のマテリアル利用の促進に向け、サポート体制の構築、燃料の安定供給体制の強化、技術開発等を支援します。

(6) 海外での地域材利用

海外での日本産木材の利用拡大のため、日本産木材により内装木質化したマンションモデルルームによる展示・PR等の取組を支援します。

(7) 違法伐採対策の推進

「クリーンウッド法」の施行・運用に向けて、違法伐採関連情報の提供や、木材関連事業者の登録の推進、協議会による教育・広報活動の取組を支援します。

3. 地域材の安定供給対策

141(201)百万円

(1) 需給情報共有化対策

川上から川下の関係者、国有林及び都道府県が広域的に連携し、都道府県の境界を超えた需要見通し、伐採計画、苗木の供給見通し及び原木市況に関する情報の共有化を図るため、協議会を開催します。

(2) 森林認証材普及促進対策

森林認証（FM認証・CoC認証）の取得を促進するため、協議会の設置、認証取得に向けた合意形成や認証材の分別管理マニュアルの作成等を支援します。

(3) 民国連携木材流通対策

広域的な原木流通や多様な木材需要に対応することができるよう、原木流通拠点として、国有林を核としたストックヤード整備を行い、民有林と国有林の協調出荷等の推進を通じて、地域材の安定的・効率的な木材流通体制を構築します。

補助率：定額、1/2、3/10
※1、2及び3の一部は委託
事業実施主体：国、民間団体等

お問い合わせ先：
1、2(3)、3の事業
林野庁木材産業課 (03-3502-8062)
2の事業
林野庁木材利用課 (03-6744-2120)

新たな木材需要創出総合プロジェクト

〔平成29年度予算概算決定額
1,218 (1,417) 百万円〕

背景

本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、林業・木材産業の成長産業化を図るためには、新たな木材需要の創出と、地域材の安定供給体制の構築を車の両輪として進めることが重要である。

実施内容

林業の成長産業化を実現するため、木材利用が低位な都市部の建築物等における木質化を推進するためのCLT等の製品・技術の開発・普及や、建築物・木製品・木質バイオマスなど様々な分野での地域材利用の拡大により、新たな木材需要を創出するとともに、これらの需要に応える地域材の安定的・効率的な供給体制を構築。

都市の木質化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及 【353 (365) 百万円】

○特に木材利用が低位で潜在的需要が大きく見込まれる都市部の中高層建築等をターゲットとした「都市の木質化」等を推進。



CLTの汎用性拡大に向けたCLT強度データ等の収集



CLTの施工方法及びコストダウンに向けたCLTを活用した先駆的建築の支援



中高層建築物等の木造化に向けた木質耐久部材等の開発



店舗等低層非住宅建築物の木質化に向けた取組の支援



製材品の需要創出・高付加価値化等に向けた製品・技術の開発・普及



木材を利用した建築物に携わる設計者等を育成する取組の支援や木材の健康効果・環境貢献等の評価・普及

地域材利用促進 【723 (850) 百万円】

○様々な分野における木材需要の拡大に向けた技術開発、調査や普及啓発等を推進し、豊富な森林資源をフル活用。



設計段階からの技術支援や木造と他構造の設計を行い両者のコスト比較により木造化へ誘導



土木等新規分野での木材利用の実証・普及



川上と川中、川下が行う地域材利用拡大の取組や、木づかいや森林づくりに対する国民の理解を醸成する普及啓発の取組への支援



木質バイオマスの利用拡大に向けた相談窓口の設置、燃料の安定供給体制の強化、技術開発等の支援



日本産木材により内装木質化したマンションモデルルームによる展示・PR等の取組を支援



「グリーンウッド法」の施行に向け、違法伐採関連情報を提供、事業者登録の推進、協議会による教育・広報活動の取組を支援

地域材の安定供給対策 【141 (201) 百万円】

○民有林と国有林の連携等による地域材の安定的・効率的な供給体制の構築を推進。

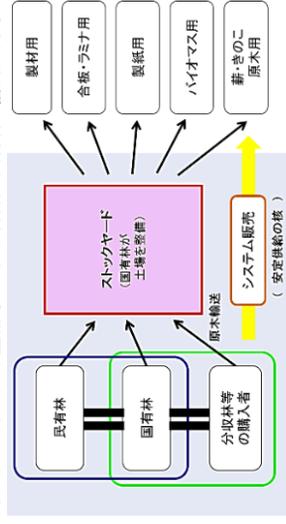


川上から川下の関係者、国有林及び都道府県が広域に連携した協議会での、需要見通し等に関する情報の共有化



国内の森林認証・認証材の普及のため、認証取得に向けた関係者の合意形成への支援

国有林を核としたストックヤード整備等による、民有林と国有林の協調出荷等の推進、



平成37年の国産材供給・利用量4,000万m³を達成し、林業の成長産業化を実現

花粉発生源対策の推進

【463（402）百万円】

対策のポイント

花粉症の緩和に向け、スギ林の植替え及び植替えに必要な花粉症対策苗木の供給拡大を加速化させます。

<背景／課題>

- ・近年では国民の3割が罹患し国民病とも言われている花粉症は、医療費の支出、労働生産性の低下等国民経済上のマイナス要因となっています。
- ・スギの花粉症対策苗木の供給量は平成17年度の9万本から平成26年度には258万本と約30倍に増加していますが、スギ苗木供給量全体に占める花粉症対策苗木の割合はまだ約15%という状況です。
- ・このため、花粉症の緩和に向け、花粉症対策苗木の更なる供給増大を図るとともに、山元での植替えを促進することが必要です。

政策目標

スギの花粉症対策苗木の供給量
(258万本（平成26年度）→1,000万本（平成29年度）)

<主な内容>

1. 花粉発生源の植替えの促進 69（69）百万円
 - (1) 花粉症対策苗木への植替えの促進 50（50）百万円

花粉発生源となっているスギ林において花粉症対策苗木への植替えを促進*するため、スギの加工業者等が行う森林所有者への働きかけ等を支援します。

※ これに関連して、花粉症対策苗木の供給体制が整い次第速やかに、スギを植栽する場合には原則として花粉症対策苗木のみを森林整備事業の補助対象とすることを目指します。
 - (2) スギ・ヒノキ花粉飛散量推定等の推進 19（19）百万円

スギ・ヒノキの花粉発生源推定のための雄花着生状況調査及び実証調査を支援します。また、森林所有者等に対し、花粉発生源対策に係る普及啓発活動を支援します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 ）

2. 花粉症対策苗木の需要・供給の拡大 365（325）百万円
 - (1) 生産体制の整備 82（87）百万円
 - ① 花粉発生源対策採種園の整備等 82（87）百万円

花粉症対策品種等の苗木の生産を目的とした採種園等の造成・改良や人工交配に関する技術研修等を推進します。
 - ② コンテナ苗生産基盤施設等の整備 249（219）百万円

花粉症対策に資するコンテナ苗等を大量に供給するため、苗木保冷库を含む苗木生産施設等の整備を支援します。

（ 補助率：定額、1／2
事業実施主体：国、都道府県、認定特定増殖事業者、事業協同組合
農業協同組合、森林組合、民間団体等 ）

(2) 花粉症対策苗木の普及

- ① 花粉症対策苗木の供給拡大 17(19)百万円
花粉症対策品種等の優良種苗の供給拡大のために、全国各地で苗木生産者を対象とした技術研修、巡回指導を支援します。
- ② 花粉発生源対策促進事業 (農山漁村地域整備交付金で実施)
101,650(106,650)百万円の内数
花粉症対策苗木に対する需要の喚起を図るため、スギ人工林等の花粉発生源となっている森林を対象として、花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉症対策苗木等の植栽に必要な経費の一部を支援します。
- ③ スギ雄花着花特性検査の高度化 17(-)百万円
スギの雄花着花特性を短期間かつ高精度で判定できる検査手法の確立を支援します。

〔 補助率(国費率):定額、3/10
事業実施主体:都道府県、民間団体等 〕

3. 花粉飛散防止技術の開発(スギ花粉飛散防止剤の林地実証試験)

29(-)百万円

花粉飛散防止剤の実用化に向け、ヘリコプターによる液剤の林地散布を実施し、空中散布の基本技術を確立するとともに、花粉飛散防止効果に関するデータの収集を支援します。

〔 補助率:定額
事業実施主体:民間団体等 〕

〔 お問い合わせ先:
1、2(2)③、3の事業 林野庁森林利用課 (03-3501-3845)
2(1)②、2(2)①の事業 林野庁整備課 (03-3591-5893)
2(2)②の事業 林野庁整備課 (03-3502-8065)
2(1)①の事業 林野庁研究指導課 (03-6744-2312) 〕

花粉発生源対策の推進

【平成29年度予算概算決定額 463(402)百万円】

【背景／課題】

スギ花粉症は国民の3割が罹患しているといわれており、花粉発生源対策の推進が必要。これまで少花粉スギ等の花粉症対策品種の開発・生産拡大等に取り組んできたが、スギ苗木供給量全体に占める花粉症対策苗木の割合はまだまだ15%という状況。

【対策のポイント】

花粉症の緩和に向け、スギ林の植替え及び植替えに必要な花粉症対策苗木の供給拡大を加速化。

1. 花粉発生源の植替えの促進

○スギの加工業者等が行う森林所有者への働きかけ等を支援

29
20

伐って花粉症対策苗木に植え替えましょう。



○花粉発生源推定のための調査
○花粉発生源に係る普及啓発活動



2. 花粉症対策苗木の需給拡大

○採種園等の造成・改良等



○コンテナ苗生産施設等の整備を支援



○生産技術習得・向上の取組を支援



○花粉症対策品種の検査手法の改善



＜着花促進処理による若齢木の雄花の着花＞

○花粉症対策苗木に対する需要の喚起を図るため、花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉症対策苗木等の植栽を支援



3. 花粉飛散防止技術の開発

○スギ花粉飛散防止剤の林地実証試験



＜花粉飛散防止剤により枯死した雄花＞

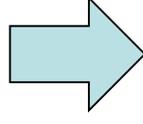
【目標】

スギの花粉症対策苗木

供給量

258万本

(平成26年度)



1,000万本
(平成29年度)

森林・山村多面的機能発揮対策

【1,700(2,462)百万円】

対策のポイント

森林の有する多面的機能の発揮に向け、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を、市町村等の協力を得て支援します。

<背景／課題>

- ・森林の有する多面的機能を発揮するためには、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠ですが、**林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られます。**
- ・そのため、地域住民等による**森林の手入れ等の共同活動への支援を行うことが必要**です。

政策目標

- 平成33年度までに、自立的に森林整備等の活動を行う団体を2,600団体に増やす。
- 平成33年度までに、各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合を80%とする。

<主な内容>

1. **森林・山村多面的機能発揮対策交付金** 1,685(2,452)百万円
地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う以下の取組について、地方公共団体による支援のあるものを優先的に支援します。また、採択に当たっては、会費徴収などの財政的な基盤がある団体であることなどを要件とします。
 - (1) **メインメニュー**
地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う、以下の取組に対し、一定の費用を国が支援。
 - ア **地域環境保全タイプ**
集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、松林の健全性を維持するための保全活動、風倒木や枯損木の除去、集積、処理。
高密度に侵入したモウソウチク等の侵入竹の伐採・除去や利用に向けた取組。
 - イ **森林資源利用タイプ**
集落周辺の里山林に賦存する広葉樹等の森林資源を木質バイオマス、炭焼き、しいたけ原木等及び伝統工芸品原料に活用することを目的とした樹木の伐採、玉伐り、搬出等。
 - (2) **サイドメニュー**
メインメニューと組み合わせることにより実施が可能。
 - ア **教育・研修活動タイプ**
森林環境教育及び森林施業技術の向上に向けた研修活動等。
 - イ **森林機能強化タイプ**
事業の円滑な実施や森林の多面的機能の維持・発揮に必要な路網や歩道の補修・機能強化、鳥獣害防止施設の改良・補修活動。
 - ウ **機材及び資材の整備**
上記(1)のア、イ及び(2)のイの活動の実施に必要な機材及び資材の整備。

補助率：定額、1/2、1/3以内（一活動組織当たりの単年度の交付額の上限は500万円）
事業実施主体：都道府県・市町村・学識経験者・関係団体等から構成される地域協議会、都道府県

[平成29年度予算の概要]

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 15(10)百万円

森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動の成果を評価・検証するとともに、各地域協議会、活動組織を集めた活動内容の報告・意見交換会を開催します。また、新たに、活動の成果を評価・検証するためモニタリング調査等を行います。

(委託費)
(委託先：民間団体)

[お問い合わせ先：林野庁森林利用課 (03-3502-0048)]

森林・山村多面的機能発揮対策（平成29年度～平成33年度）

【平成29年度概算決定額 1,700(2,462)百万元】

背景

森林の有する多面的機能の発揮には、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠だが、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られる。

事業

地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用など、以下の取組を支援。

【補助率：定額・1活動組織当たりの交付上限額：500万円】

【見直しのポイント】

〈採択に係る改善点〉

- 現場実態を踏まえた優先順位
(1) 長期にわたって手入れをされていない里山林を優先的に採択
(2) 活動組織が、市町村と事前に協議し、活動内容の有効性等を市町村が確認する仕組みを設定
- 活動の持続性
活動組織は、①会費を徴収するなど財政的基盤があり、②安全研修を計画しているなど一定の安全技術の向上が期待できる組織のみを採択
- 地方公共団体による支援
地方公共団体による支援（国・地方の割合は原則3：1）のある活動を優先的に採択

〈支援内容の改善点〉

- 教育・研修活動タイプ及び森林機能強化タイプは単独では実施せず、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプと組み合わせて実施
- 評価に係る改善点
活動組織が設定する成果目標について国がガイドラインを示して客観的・定量的な目標を設定

【事業の内容】

【交付金】

地域協議会：都道府県、市町村、学識経験者、関係団体等で構成

国

交付金の管理、森林のマッチング、各種研修等の実施、資機材貸与等活動組織の持続的な体制を支援

【協議】

市町村

活動組織：地域住民、自伐林家等で構成

活動対象森林や活動内容の有効性等を市町村が判断

支援対象となる活動組織の活動内容例

メインメニュー

地域環境保全タイプ



里山林景観を維持するための活動
12万円/ha(16万円/ha)



侵入竹の伐採・除去活動
28.5万円/ha(38万円/ha)

森林資源利用タイプ



しいたけ原木などとして利用するための伐採活動
12万円/ha(16万円/ha)

サイドメニュー（メインメニューと組み合わせる実施）

- 教育・研修活動タイプ
森林環境教育の実践。
3.8万円/回(5万円/回)：年度内の上限12回
- 森林機能強化タイプ
路網の補修・機能強化等。
800円/m(1000円/m)
- 活動の実施に必要な機材及び資材の整備
1/2(一部1/3)以内

※注（ ）の単価は地方公共団体による支援を合わせた単価
自ら設定する成果目標に基づき活動組織が事業の自己評価を実施

評価検証事業受託者：民間団体

上記の活動の検証等

活動の成果の検証（モニタリング調査等を含む）

地域協議会、活動組織等を集めた報告・意見交換会

鳥獣被害防止対策の推進

【9,650(9,659)百万円】

対策のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者一体の被害対策の取組や施設整備、ジビエ活用の推進、新技術の導入実証等を支援します。

<背景/課題>

- ・野生鳥獣の増加・拡大のため、農作物被害金額は年間約200億円となっています。
- ・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や耕作放棄地の増加、森林の生物多様性の損失や土壌流出等の一因ともなっており、シカ、イノシシ、サルの生息数等の半減の目標達成に向け、地域の実情に応じた対策が不可欠となっています。
- ・このため、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化など、捕獲に重点化した取組や必要な施設の整備等を効果的・効率的に推進する必要があります。
- ・さらに、増加する捕獲個体の適切な処理を推進する観点から、ジビエの全国的な需要拡大など、利活用の取組を推進することが重要です。

政策目標

- 鳥獣被害対策実施隊の設置数を1,200に増加(平成32年度)
- 野生鳥獣を約60万頭捕獲* (平成29年度)(本事業によるシカ、イノシシの捕獲数の合計)
- 野生鳥獣の食肉等への利用率を向上
(約14%(平成26年度)→30%(平成30年度)(捕獲個体のうち、利用される頭数の割合))

※ 平成24年度397万頭(シカ、イノシシ生息数推計)を平成35年度までに210万頭とするための平成29年度の捕獲目標

<主な内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 9,500(9,500)百万円

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。具体的には、

- ・侵入防止柵*、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備
※ 電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。
- ・捕獲機材の導入、追い払い等の地域ぐるみの被害防止活動
- ・捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた実証
- ・捕獲活動の取組
- ・地域の指導者や被害対策の中核となるコーディネーターの育成等の取組

等へ支援するとともに、ジビエの流通量確保と全国的な需要拡大のため、捕獲者から需要者までの関係者が一体となった普及啓発活動や情報共有体制の構築等の取組を支援します。

(交付率：都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
事業実施主体：地域協議会、民間団体等)

2. シカによる森林被害緊急対策事業 150(159)百万円

市町村が設定する鳥獣害防止森林区域等におけるシカ被害や予防の対策を推進するため、シカによる森林被害が深刻な地域等において、林業関係者が主体となった広域かつ計画的な捕獲等をモデル的に実施するほか、監視体制の強化を図ります。

(補助率：定額
事業実施主体：国、都道府県等)

<各省との連携>

- 環境省 ・指定管理鳥獣捕獲等事業交付金により、都道府県によるシカ・イノシシの捕獲及びその担い手育成等の取組を支援
- 内閣府 ・地方創生推進交付金により、地方公共団体による地域資源としてジビエを利活用するための体制構築等の取組を支援

(お問い合わせ先：
1の事業 農村振興局農村環境課鳥獣対策室(03-3591-4958)
2の事業 林野庁研究指導課森林保護対策室(03-3502-1063))

鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣被害防止総合対策交付金

【平成29年度予算概算決定額：9,500(9,500)百万円】

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止のための取組や施設の整備、ジビエ活用の取組等を支援します。

ハード対策

○侵入防止柵等の被害防止施設

※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。

○鳥獣の食肉(ジビエ)等への処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設(射撃場)

【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員

【交付率】

都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内。その他、条件により、一部定額支援あり)



侵入防止柵



処理加工施設



捕獲技術高度化施設

ソフト対策

○鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動

(※実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援(市町村当たり200万円以内等))

○捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた新技術実証

(※実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援)

○都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組

(※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援)

○捕獲活動経費の直接支援

(※獣種等に応じて捕獲1頭当たり8,000円以内等を支援)

○鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等のための研修

(※定額支援)

○ジビエの流通量の確保や需要拡大のための普及啓発活動、関係者間の情報共有等の取組

(※ジビエコンソーシアムの取組に対して定額支援)

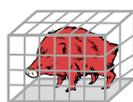
【事業実施主体】

地域協議会、民間団体 等

【交付率】

都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件により、一部定額支援あり)



捕獲機材の導入



実施隊への研修



ジビエ活用の推進

シカによる森林被害緊急対策事業

【平成29年度予算概算決定額：150(159)百万円】

鳥獣害防止森林区域等におけるシカ被害や予防の対策を推進するため、シカによる森林被害が深刻な地域等において、広域的な捕獲等をモデル的に実施するほか、監視体制の強化を図ります。

(1) 緊急捕獲等の実践

【事業内容】

シカ被害の深刻な地域において、市町村や森林管理署等から構成される広域の協議会が計画を策定し、地域の連携により囲いわな等による捕獲や、防護柵設置等の防除活動を実施。



囲いわなによる捕獲

(2) 監視強化のための行動把握

【事業内容】

シカの侵入が危惧される地域等において、監視体制の強化を図るため、GPS首輪による行動追跡調査、自動撮影カメラによるシカの出没状況の調査等を実施。



GPS首輪を用いた行動追跡調査

【事業実施主体】国、都道府県等

【補助率】定額

持続的な森林・林業経営対策

【1,040(1,104)百万円】

対策のポイント

- ・施業の効率化を目指す技術開発等により、林業の技術革新を推進します。
- ・持続的な森林・林業経営の実現に向け、特用林産物の生産を振興します。
- ・林業者等の資金調達の円滑化等を推進します。

<背景/課題>

- ・本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、持続的な森林・林業経営対策を確立するためには、低コストで効率的な作業システムの確立が不可欠です。
- ・林業の収益性の向上や木材需要に対応した原木の安定供給等を着実に推進するため、作業システムの生産性・安全性を向上する林業の技術革新が必要です。
- ・山村地域の重要な収入源であるきのこ類、竹等の特用林産物の生産振興のため、供給力の向上と需要の創出について、総合的に取り組むことが重要です。

政策目標

- 高性能林業機械を使用した素材生産量の割合
(約6割(平成26年度)→7割(平成32年度))
- 国産きのこ類の生産量
(456千トン(平成25年)→459千トン(平成37年))

<主な内容>

1. 林業技術革新プロジェクト 133(150)百万円
 - (1) 森林作業システムの高度化 128(144)百万円
森林作業道作設オペレーターや高度な架線集材技能者の育成、素材や木質バイオマスの生産を効率化する林業機械の開発・改良等を実施します。
 - (2) 低コスト造林技術実証・導入促進事業 5(6)百万円
伐採・地ごしらえ・植栽等の一体化による低コスト造林技術等を実証してデータを収集・整理し、導入促進に向けたノウハウの提案等を行います。

(委託先：民間団体等)
2. 地域林業・木材産業機械設備リース導入支援事業 141(215)百万円
効率的かつ低コストな木材生産を行うための高性能林業機械、品質・性能の確かな木材製品を安定供給するための木材加工設備、地域林業の多様な担い手の育成を促進するための小型林業機械等のリースによる導入を支援します。

(補助率：事業実施主体へは定額(借受者へはリース物件の1/10以内)
事業実施主体：民間団体)
3. 特用林産振興総合対策事業 33(25)百万円
 - (1) 特用林産物の供給力向上 24(16)百万円
原木需給情報の収集・分析、活用可能なコナラ林の賦存状況の詳細調査等を支援するとともに、効率的な竹林施業に資する伐採機械等の開発、低コスト伐採・集材システムの構築等をモデル的に支援します。

(補助率：定額、1/2以内)
事業実施主体：民間団体、林業者の組織する団体等)
 - (2) 特用林産物の新需要創出 9(9)百万円
特用林産物の新たな需要の創出に向け、新規用途の開拓や付加価値の向上など品目ごとの具体的な課題の早期解決を図るための実証的な取組を支援します。

(補助率：1/2以内)
事業実施主体：民間団体)

4. 林業金融対策 732 (714) 百万円

(1) 利子助成による施設整備等の促進 471 (454) 百万円

木材の安定供給体制の構築を推進するため、林業の経営改善や木材の生産・加工・流通の合理化に取り組む林業者等に対し、最大2%の利子助成を行います。

〔林業施設整備等利子助成事業 融資枠：80億円
補助率：定額〕
事業実施主体：全国木材協同組合連合会

(2) 木材加工設備導入等利子助成支援事業 5 (4) 百万円

製材工場等の川中事業者を対象として、木材製品の高付加価値化等を図るための加工設備導入や安定供給体制構築のための山林取得等に対し、利子助成を行います。

〔補助率：1/2、2/3、定額〕
事業実施主体：全国木材協同組合連合会

(3) 信用保証の基盤強化 256 (256) 百万円

林業者等の資金調達を円滑化するため、債務保証によって発生する代位弁済費の一部に対して支援を行うことにより、保証料負担の軽減を図ります。

〔木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業 補助率：定額〕
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金

お問い合わせ先：		
1 (1) の事業	林野庁研究指導課	(03-3501-5025)
1 (2) の事業	林野庁整備課	(03-3502-8065)
2、3 の事業	林野庁経営課	(03-3502-8048)
4 (1)、(3) の事業	林野庁企画課	(03-3502-8037)
4 (2) の事業	林野庁木材産業課	(03-6744-2292)

森林病虫害等被害対策事業

【718（869）百万円】

対策のポイント

森林病虫害等による被害対策として必要な取組を実施します。引き続き、東北地方等において、農林水産大臣の命令による防除対策等を推進します。

<背景/課題>

- 我が国の森林資源を循環利用して林業の成長産業化を実現するためには、森林に重大な損害を与える森林病虫害等の被害対策を的確に実施する必要があります。

政策目標

保全すべき松林の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑制
(平成29年度)

<主な内容>

1. 森林害虫駆除事業委託

197（197）百万円

東北地方における松くい虫被害の拡大の未然防止、佐渡におけるトキの営巣木等の保全を図るため、農林水産大臣の駆除命令による伐倒駆除等や、薬剤防除自然環境等影響調査等を実施します。

（委託費）
委託先：都道府県

2. 森林病虫害等防除損失補償金

2（2）百万円

農林水産大臣の命令を受けて伐倒を行うことにより通常生ずべき損失額に相当する金額及び薬剤による防除又ははく皮、焼却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額等を補償します。

（事業実施主体：国）

3. 森林病虫害等防除事業費補助金

519（670）百万円

(1) 被害拡大地域対策事業（松くい虫防除）

従来被害がなかった地域で新たな被害が発生している高緯度・高標高地域等における松くい虫防除対策を実施します。

(2) 環境に配慮した松林保全対策事業

天敵微生物等を用いた伐倒駆除等、松林や周辺的环境に配慮した防除対策を実施します。

(3) 政令指定病虫害等防除事業

せん孔虫類、食葉性害虫、のねずみ等による被害のまん延を防止するための防除対策並びにナラ枯れ被害対策の防除措置を実施します。

（補助率：1/2（(3) ののねずみは北海道3/8それ以外1/3）
事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会）

[お問い合わせ先：林野庁研究指導課（03-3502-1063）]

森林景観を活かした観光資源の創出事業

【100（－）百万円】

対策のポイント

山村地域に対する観光需要の拡大を図るため、国有林の「レクリエーションの森」のうち、特に魅力的な自然景観を有する等、観光資源としての活用の推進が期待される箇所をモデル箇所として選定し、情報発信や重点的な環境整備等を実施することにより、「レクリエーションの森」を核とした観光地域づくりの取組を推進します。

<背景/課題>

- ・「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、政府が一体となってインバウンドをより一層推進するための取組が必要となっており、山村地域においても、インバウンド需要を呼び込むことが課題となっています。
- ・林野庁では、これまで、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察等に適した国有林を「レクリエーションの森」として設定し、国民に保健休養の場として提供してきていますが、これを山村地域における観光資源として活用し、需要の拡大を図るために、観光客が快適に森林を楽しむための環境整備や長時間滞在できるプログラムの充実、外国人観光客を含む旅行者へのPRの展開が必要となっています。

政策目標

- 「レクリエーションの森」の100箇所について情報発信や重点的な環境整備等を実施します。（平成29～31年度）
- 重点整備された「レクリエーションの森」の利用者数を50%以上増やします。（平成29～31年度）

<主な内容>

国有林野の観光資源としての活用推進

100（－）百万円

全国の「レクリエーションの森」のうち、特に魅力的な自然景観を有する等の観光資源としてのポテンシャルや地元の実行体制、観光に関する他の施策との連携の観点からモデル箇所を選定し、多言語による情報発信や、修景伐採や施設整備等の環境整備等、重点的な取組を推進します。

（ 国費率：10/10
事業実施主体：国 ）

※このほか、地域の関係者が連携して実施する森林体験プログラムの作成やガイドの育成等及び森林体験の実施に必要な施設の整備等について、農山漁村振興交付金により支援します。

[お問い合わせ先：林野庁経営企画課 （03-6744-2323）]

森林景観を活かした観光資源の創出

【平成29年度予算概算決定額 100(-)百万円】

背景

『明日の日本を支える観光ビジョン』
(H28. 3. 30)

→ 観光先進国の実現に向け、政府一丸、官民を挙げて、常に先手を打って攻める必要

国有林の「レクリエーションの森」※などの森林景観を観光資源として活用し、山村地域にインバウンド需要を呼び込む必要！

レクリエーションの森における課題

- ① 観光客が快適に森林を楽しむための環境整備が不足
- ② 観光客に長時間・数日間滞在してもらおうためのプログラムがない
- ③ 外国人観光客を含む旅行者へのPRが不足

魅力向上のための
重点的な「磨き上げ」が必要
【モデル箇所を選定し、重点的に整備】

※ レクリエーションの森

優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した国有林を「レクリエーションの森」として設定し、国民に保健休養の場として提供



1 モデル箇所の選定

豊かな森林景観など観光資源としてのポテンシャルや地域の観光推進に向けた実施体制等のメルクマールにより「レクリエーションの森」を評価



※重点箇所においては、森林体験プログラムの作成やガイドの育成等の観光振興に資する取組の実施を想定。

2 事業の実施

国有林野の観光資源としての活用推進事業

- 「レクリエーションの森」のうち、選定されたモデル箇所において、多言語による情報発信や、修景伐採や施設整備等の環境整備を重点的に実施
- 観光利用状況把握と対策効果検証のための調査を実施



対象地域のイメージ

京都・奈良等の外国人観光客の多い古都の森林

- 歴史的・文化的に重要な社寺仏閣と一体的な景観を形成する森林



眺望を阻害している森林

- 森林景観の整備を実施することにより、さらなる観光客が見込まれる

アイヌ文化復興に資する森林空間の整備

- アイヌ文化の継承・創造発展の拠点地であるポロト湖周辺の『民族共生象徴空間』に位置する自然休養林



- 林内において看板等の施設を整備することにより、観光地としての魅力向上が期待される。

○ このほか、地域の関係者が連携して実施する森林体験プログラムの作成やガイドの育成等及び森林体験の実施に必要な施設の整備等について、農山漁村振興交付金により支援します。

「農泊」の推進

【5,000(一)百万円】

対策のポイント

持続的なビジネスとしての「農泊」を推進することにより、農山漁村の所得向上を実現し、農山漁村の活性化を図ります。

<背景/課題>

- 平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられ、滞在を伴うインバウンド需要を農山漁村に呼び込む「農泊」^{※1}の推進を図ることとされています。
- 「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、ゴールデンルートに集中しているインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊者数や農林水産物の消費拡大を図ることが重要です。
- このため、「農泊」をビジネスとして実施するための現場実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組(農林漁業体験プログラム等の企画、古民家等を活用した滞在施設等の整備)、優良地域の国内外へのプロモーションに対する支援を行うため、農山漁村振興交付金に農泊推進対策を新設し、観光庁等とも連携しつつ「農泊」を推進していきます。

※1 「農泊」とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在(農山漁村滞在型旅行)のこと。

政策目標

平成32年度までに、農泊地域^{※2}を500地域創出することにより、取組地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を目指す。

※2 農泊地域とは、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持っている地域

<主な内容>

1. 農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築や取組地域への人材派遣、地域に眠っている資源の魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げ等の取組や古民家等を活用した滞在施設等の整備、優良地域の国内外へのプロモーションなど、農泊地域を創出し、取組地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を図るために必要なソフトとハードの取組を一体的に支援。

2. 農泊推進関連対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における地域間交流の促進等を行うために必要な農産物販売施設等の整備を推進し、「農泊」に取り組む地域への集客力等を高める取組を支援。

交付率：定額、1/2
事業実施主体：市町村、地域協議会、地域再生推進法人等

お問い合わせ先：

1の対策 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
2の対策 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

森林整備事業（公共）

【120,313（120,286）百万円】

対策のポイント

森林吸収量の確保に向け施業の集約化や森林整備の低コスト化を図り、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進するほか、条件不利地等における森林整備を推進します。

<背景／課題>

- 我が国の豊富な森林資源を循環利用し、安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保に向け、施業の集約化を図り、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進するほか、鳥獣害防止施設の整備等を推進する必要があります。

政策目標

森林吸収量の算入上限値3.5%（平成2年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

<主な内容>

- 施業の集約化を図り、間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進します。その際、鳥獣害防止施設の設置・改良や、伐採と造林の一貫作業システムの導入等を通じた森林整備の低コスト化を進めながら健全な森林の育成を推進します。

森林環境保全直接支援事業 23,194（23,820）百万円
林業専用道整備対策 10,733（10,731）百万円
国費率：10/10、1/2、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

- 奥地水源林や台風等の気象害を受けた森林等であって、所有者の自助努力によっては適正な整備ができない森林において、公的主体による間伐や針広混交林への誘導、被害森林の整備などを推進します。

環境林整備事業 3,200（2,643）百万円
水源林造成事業 24,845（24,845）百万円
国費率：10/10、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、国立研究開発法人森林研究・整備機構等

お問い合わせ先：
林野庁整備課（03-6744-2303（直））

森林吸収量の確保

- 京都議定書第2約束期間において森林吸収量3.5%（平成2年度比）を目指す
- 新たな枠組（パリ協定）のもとでも十分に貢献できるように森林吸収源対策を着実に実施

「地球温暖化対策計画」

（平成28年5月閣議決定）
森林吸収量の目標の達成を図るため、分野横断的な施策を含め、健全な森林の整備等の施策に総合的に取り組む。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」

（平成28年6月閣議決定）
森林吸収源対策のための必要な施策を着実に推進する。

3 森林資源の循環利用の推進

- 本格的な利用期を迎えた森林資源
- 森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、資源の循環利用の推進により林業を成長産業として確立

「日本再興戦略」改訂2016

（平成28年6月閣議決定）
国産原木の弱みである小規模・分散的な供給を改善し、大ロットで安定的・効率的な供給が可能となるよう、引き続き、森林境界・所有者の明確化、地理空間情報とICTの活用による森林情報の把握、路網の整備、高性能林業機械の開発・導入等や計画的な森林整備を推進する。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」

（平成28年6月閣議決定）
「森林・林業基本計画」に基づき、豊富な森林資源を循環利用しつつ、地方創生にもつながるCLTやCNF等の新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する。

- 改正森林法もふまえ、奥地水源林の整備や鳥獣被害対策等を強化

地球温暖化防止等の多面的機能の発揮

奥地水源林等における公的森林整備等の実施

所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない森林について、公的主体により間伐や針広混交林への誘導、台風等による被害森林における森林整備を推進

奥地水源林の針広混交林化



水源涵養機能を維持発揮

気象害による被害森林の整備



シカ等の鳥獣被害対策の実施

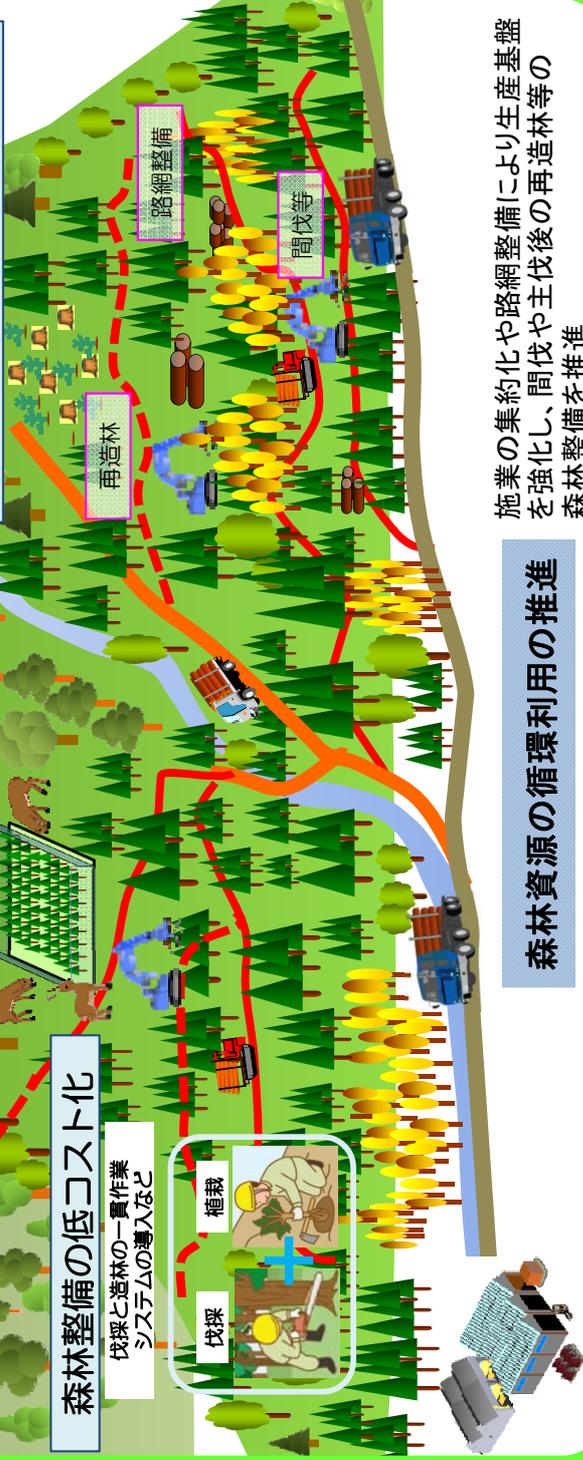
鳥獣害防止施設の改良を含めた整備

森林整備の低コスト化

伐採と造林の一貫作業システムの導入など



間伐や再造林、路網整備の実施



森林資源の循環利用の推進

施業の集約化や路網整備により生産基盤を強化し、間伐や主伐後の再造林等の森林整備を推進

治山事業（公共）

【59,736（59,723）百万円】

対策のポイント

自然災害に対する山地防災力の強化に向け、荒廃山地の復旧整備とともに、保安林の水土保持機能の強化等による事前防災・減災対策を推進します。

<背景／課題>

- ・地震・集中豪雨等による山地災害が各地で頻発しており、国民の生命・財産を守るため、治山対策を推進する必要があります。
- ・森林・林業基本計画において、地域の安全性向上に資するため、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進するとされていることを踏まえ、人工林の針広混交林化による水土保持機能の強化を図る必要があります。

政策目標

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加
(5.5万集落（平成25年度）→5.8万集落（平成30年度）)

<主な内容>

1. 激甚な災害に対し、崩壊箇所の調査や土石流の流下を防ぐ緊急的な対応を治山施設の設置等と一体的に実施するとともに、再度災害防止のため一定の計画に基づき、緊急かつ集中的に行う復旧整備の実施期間を延長し、計画的に着実な復旧を図ります。

復旧治山事業	20,595（21,074）百万円
防災林造成事業	2,745（2,720）百万円
治山等激甚災害対策特別緊急事業	1,719（716）百万円
国費率：10/10、1/2、5.5/10等	
実施主体：国、都道府県	

2. 地震・集中豪雨等に対する山地防災力の強化のため、荒廃山地の復旧整備を実施するとともに、保安林の針広混交林化による水土保持機能の強化や予防治山対策により事前防災・減災対策を推進します。

復旧治山事業（再掲）	20,595（21,074）百万円
民有林直轄治山事業	11,072（11,065）百万円
水源地域等保安林整備事業	7,951（8,046）百万円
緊急予防治山事業	2,505（2,500）百万円
国費率：10/10、1/2等	
事業実施主体：国、都道府県	

3. 情報化施工などの先進技術等の定着・普及を図り、治山事業の省力化・効率化を推進します。

復旧治山事業（再掲）	20,595（21,074）百万円
地すべり防止事業	3,493（4,115）百万円
国費率：10/10、1/2等	
実施主体：国、都道府県	

[お問い合わせ先：林野庁治山課（03-6744-2308）]

治山対策の推進（平成29年度予算の概要）

平成29年度予算概算決定額：597億円（597億円）

山地災害発生リスクの高まり

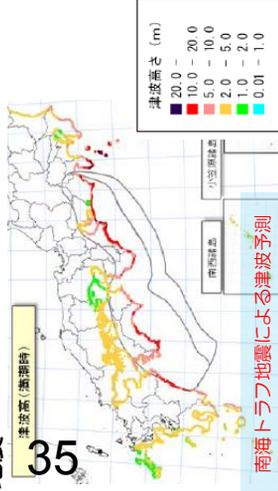
○集中豪雨



H28年 梅雨前線に伴う豪雨

- ・近年、局地化・激甚化した集中豪雨が頻発し、激甚な山地災害が発生
- ・地球温暖化により、山地災害発生リスクの上昇が予測されており、気候変動適応策としての治山対策が重要

○地震



- ・平成28年熊本地震では大規模な山腹崩壊が発生
- ・南海トラフ地震等による広域にわたる津波と地震動も予測

○火山噴火



御嶽山火山噴火

- ・全国各地で火山が噴火するなど、火山活動が活発化

平成29年度予算の重点施策

○激甚な災害からの早期復旧



- ・激甚な災害の発生時、崩壊箇所の調査や、土石流センサーの設置等を、治山施設の整備等と一体的に実施
- ・激甚な災害に対応するための治山等激甚災害対策特別緊急事業の実施期間の延長
- ・民有林直轄治山事業等による大規模荒廃地の復旧を実施

○事前防災・減災対策の推進

＜奥地水源林等の整備＞



- ・荒廃森林の整備を治山施設の整備と一体的に実施
- ・下層植生が消失し、土壌が流出している保安林で「林床植生の整備」を実施

＜予防治山対策の実施＞



- ・山地災害危険地区等において、山地災害による被害を防止軽減するための治山施設等を整備

○流木災害の防止



流木の捕拵



整備後の森林

- ・施設整備と荒廃森林の整備の一体的な実施による流木災害防止対策

○先進技術等の活用の推進



ドローンによる3次元計測



ICT建機による自動化施工

- ・先進技術等の定着・普及を図り、省力化・効率化を推進

○治山施設の長寿命化対策



点検・診断



機能強化

- ・既存施設の点検・診断や補修、機能強化などの長寿命化対策を実施

○海岸防災林の整備・保全



- ・南海トラフ地震等に備えた海岸防災林の整備・保全